● よくあるお問合せ（入所申込、現況届）

就労証明書について

1	証明日について	証明日から６か月以内の就労証明書が必要です。 （例）４月入所の申込の場合、前年１０月１日以降に証明されたものを提出してください。
2	No.3 雇用（予定）期間等	・雇用開始日は必ず記載してください。 ・有期雇用の場合はNo.14「（雇用契約の）満了後の更新の有無」欄の記載をしてください。 更新の有無の記載がない場合は有期雇用期間終了後、就労証明書の再提出が必要です。
3	No.6 就労時間	・雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間（実績）ではありません。 育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。
4	No.7 就労実績	【育児休業等により直近3カ月において１月分の就労実績がない場合】 育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。 【新規採用等で就労実績がない場合】 今後の就労見込みを記載してください。
5	育休中である	・育児休業中の入所申込はできません。 ・復職予定で入所申込する場合は、「６」を参照してください。
6	No.11 復職（予定）年月日	・復職予定で入所申込する場合は、復職（予定）年月日を必ず記載してください。 記載がない場合は申請を受理することができません。 ・育児休業からの復職の場合は、復職予定日によって次のように入所申込ができます。 復職予定日が月の前半（1日～14日）→　復職予定日の前月の入所申込から可能 復職予定日が月の後半（15日～31日）→　復職予定日の当月の入所申込から可能 ・No.15「入所内定時育休短縮可否」欄、No.16「育休延長可否」欄も記載してください。
7	診断書、就労証明書等が間に合わない	必要書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
8	内定通知でよいか	・原則、市指定様式の就労証明書の提出が必要です。項目№3「雇用（予定）期間等」に雇用予定として記載してもらうよう勤務先に依頼してください。
9	【現況届（在園児対象）】 雇用期間が前年度3月３１日までの就労証明書しか作成できないと言われた	・№14「（雇用契約の）満了後の更新の有無」欄が「有」または「有（予定）」であれば受付けます。 ・「無」または「未定」の場合は、それに加えて「就労誓約書　兼　就職活動報告書」の提出が必要です。その際は「６その他（４月以降の就労証明書が用意でき次第提出予定）」と記載し、提出してください。
10	【現況届（在園児対象）】 就労証明書の証明日が前年９月以前の日付になっている	証明日が前年１０月１日以降のものを提出してください。

提出が必要な書類について

自営業の場合	・入所理由申告書(自営業申告書) ・事業の内容が分かる書類 （営業許可書、登記簿謄本の写しなど） ・事業により収入を得ていることが確認できる確定申告書の写し （開業後間もなく、確定申告をしていない場合や確定申告書において事業により収入を得ていると確認できない場合は開業届の写し）
離婚協議中の場合	別居(住民票上別住所※同住所で世帯を分けるだけでは認められません)しており、離婚調停中であることが客観的に分かる書類（離婚調停に係る裁判所からの通知等）の提出がある場合は、在園児を養育している保護者のみの保育の必要性の事由の確認及び保育料算定を行います。
出産、病気を理由に申し込む場合	「状況が分かる書類」の提出が必要です。 出産…母子手帳のコピー（母の名前（表紙）＋分娩予定日（4ページ）） 病気…医師の診断書等（保育できない症状や期間等の記載があるもの）診断書は発行から10か月以内のものが必要です。（例）4月入所のお申込みの際は、前年6月1日以降に発行されたものを提出ください。

保育必要量(保育時間)について

短時間該当だが標準時間で利用したい	月60時間以上120時間未満の就労であっても、就労開始時間が9：00以前もしくは就労終了時間が16：00以降であれば、標準時間でのご利用が可能です。（就労時間は就労証明書で確認します） その他ご事情のある方はご相談ください。 保育施設利用中の方で変更希望の方は、「保育所等　標準・短時間等　変更届」（市公式ホームページに掲載されています）を利用中の保育施設または子ども家庭センターに提出してください。

■　古賀市ホームページ
「保育施設（保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所」

【問合せ先】
古賀市　子ども家庭センター保育･手当係
〒811-3116　古賀市庄２０５番地　サンコスモ古賀
TEL：092-942-1157
E-MAIL：hoiku@city.koga.fukuoka.jp
開庁時間　9時～16時
（土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み）